

続

「農家の自家増殖、原則禁止」

に異議あり！

種苗法Q&A

農水省が進める「種苗法」の施行規則改定について、本誌2月号、4月号で取り上げたところ、読者から多くの問い合わせがあった。

「登録品種はもうタネを採っちゃいけないの?」「4月号に載ってたジャガ芽挿しは大丈夫?」などなど。「自家採種は農家の権利。基本的人権だ。自家増殖の原則禁止はつまり、憲法違反である」。そんなご意見もあった。

さすが、タネや品種と日々向き合っているだけある。「農家の自家増殖、原則禁止」という動きに、やっぱり農家の関心は高そうだ。しかし、一部に誤解があったり、「内容が難しかった」という指摘もあったので、今号では種苗法について改めて整理しつつ、問い合わせの一部をQ&A形式で紹介したい。



兵庫県姫路市の神崎一馬さん(2月号)が自家採種を続けるニンジンの花。ニンジンは種子繁殖性の植物だ(334ページ)
(写真は神崎さん提供)

表1 省令で定められた、農家が自由に自家増殖できない野菜
(2018年3月15日時点)

野菜 (26種類)	アビオス属、オクラ種、オモダカ属、カブ変種、カリフラワー変種、キャベツ亜種、キュウリ種、ケール変種、コールラビ変種、シシウド属(トウキ除く)、スイカ種、スマランサス属、セイヨウワサビ属、ダイコン種、トマト種、ナス種、ニンジン種、フダンソウ変種、ブロッコリー変種、ブロッコリー変種×ケール変種、ホウレンソウ種、メキャベツ変種、メキャベツ変種×ケール変種、メセンブリアンテムム属、メロン種、ワケギ種
--------------	---

※太字は2006年、それ以外は2017年に指定された品目
※果樹や草花、観賞樹、キノコも含めた全リストは4月号337ページに掲載

農家の自家増殖は「原則自由」だ

Q 自家採種やわき芽挿しって違法なの？

A そんなことはありません。たいがい作物は自家増殖が許されています。

農水省や種苗協会の「言い分」を読んで、自家増殖を続けることに不安を感じた人もいるようだ。ここはひとつ、はっきりしておかなければならないが、農家の自家増殖は「原則自由」だ。ほとんどの野菜や果樹、花など

は、種苗法によって、自家増殖が認められている(第21条)。自家増殖が認められないのは、種苗法の施行規則(第16条)で定められた、一部の「品目」だけである。

ここでいう品目とは、野菜でいえばトマトやナス、ハクサイやエダマメなどのこと。左上に、現時点で自家増殖が禁止されている「野菜」の品目を挙げた(4月号の337ページに全品目を掲載)。ジャガイモ(パレイシヨ)は禁止品目に入っていないので、ジャガ芽挿しはまったく問題ないわけだ。

ただし、農水省はこの禁止品目を去年一気に増やし、今後も毎年増やすつもりでいる。

Q 禁止リストに入った品目は増やしちやいけないの？

A 大丈夫。自家増殖できないのは、ごく一部の「登録品種」だけです。

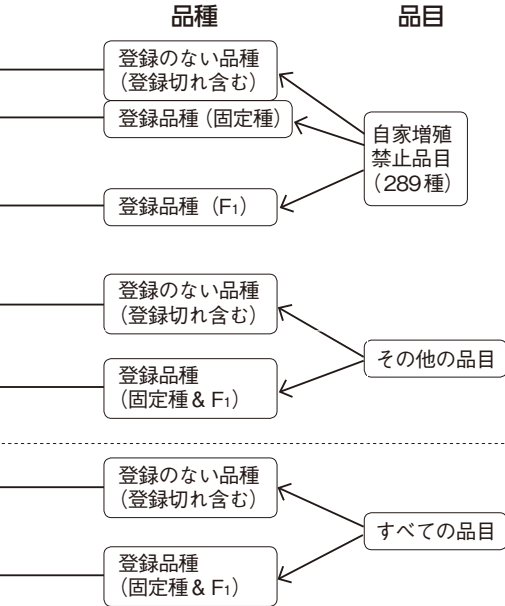
禁止リストにトマトやナスが新たに加わったことで「トマトのわき芽挿しが禁止された！」と心配した人も多そうだ。しかし、ご安心あれ。トマトの中でも、自家増殖が禁止されるのは「登録品種」だけ。それ以外の品種は、これまで通り自家増殖できる。

「でも、最近の品種は当然、登録しているでしょ？」

こうも聞かれたが、ところがそうでもない。4月号でも紹介した通り、最近のトマトやナスなどは、そのほとんどが交配して育成されたF₁品種。じつは、ほとんどのメーカーはこれらのF₁品種を登録していないのだ。

なぜかといえば、F₁品種からもタネは採れるが、そのタネから育った次世代は形質がかなりバラつく（詳しく

農家



家庭菜園 (農家の自給 畑も含む)

は2月号参照)。タネを採ったところで、親とまったく同じようには育たない。それに、品種登録や毎年の更新にはお金がかかるからだ。

例えばトマトでいえば「桃太郎ピース」や「麗夏」、ミニトマトの「イエローミミ」。いずれも有名な品種だが、すべて登録されていない。ナスも台木品種以外は、ほとんど品種登録されていない。

Q 禁止品目の登録品種だと、F₁もタネを採っちゃダメ？

A わき芽挿しはダメだけど、タネ採りならOK。

こんな問い合わせも来た。数は少ないが、タキイ種苗など、F₁の品種登録に積極的なメーカーもある。

結論からいうと、トマトやナス、キャベツやダイコンなど、自家増殖が禁止された品目も、F₁品種の自家採種ならば問題ない。

F₁品種から採ったタネを播いて育てたF₂世代は、親とは別の形質を持つ（343ページの図2）。つまり、同一品種の増殖とはいえない（F₂はそ

図1 農家に認められている自家増殖

増やしたタネや苗の 販売・無償譲渡	新品種育成・研究の ための自家増殖	増殖した種苗による 収穫物の販売	自家採種やわき芽挿し (自家増殖)
OK	OK	OK	OK
ダメ	OK	ダメ	ダメ
△ (栄養繁殖はダメ。違 う品種なので、親と 同名での販売はダメ)	OK	△ (採種したタネから育 てた場合は売れる。 ただし、親と同名で の販売はダメ)	△ (採種はいいけど、わ き芽挿しなどの栄養 繁殖はダメ)
OK	OK	OK	OK
△ (F ₁ 品種を採種した場 合のみOKだが、親と 同名での販売はダメ)	OK	OK	OK
△ (販売はダメ。 タダならOK)	OK	ダメ (販売すると農家 扱いとなる)	OK
ダメ	OK	ダメ (販売すると農家 扱いとなる)	OK

※農家の自家増殖は、正規に入手した苗、穂木でスタートする必要がある

※契約で自家増殖を制限されている場合、メリクロン培養など別な作業を経て増殖する場合、キノコの種菌を培養センターなどで増殖する場合は、自家増殖に利用許諾が必要

それも品種とはいえない)。ということはF₁品種の場合、タネ採りをしたところで、登録品種の自家増殖には当たらないというわけだ。

「それはもちろん、そうですね。F₂はF₁とまったく別物ですから」

と、これには、日本種苗協会の方々も同じ考えだった。ただし、F₂世代の収穫物を親と同じ品種名で売ってもらっては困る。F₂はあくまで違う品種になるので、登録品種である親の名をつけて売ると、それは虚偽の表示に当たり、種苗法違反になるというわけだ(第71条の1)。

そのうえで種苗協会としては、やっぱり、メーカーが育成したF₁品種のタネを毎年買ってほしいという。F₂世代はどんな作物がとれるかもわからず、それで農家が安定した経営をできるとも思えないとの理由からだ。

確かに、その通りかもしれない。しかし、質問をくれた香川県の農家は、今、タマネギの新品種育成に燃えている。甘みがあって、貯蔵性も悪くない中晩生のF₁品種のタネを採って、育ったF₂の中からよいものを選抜していこうとしているそうだ。もちろん、育種のための自家増殖は自由だが、

この農家は、育種しながら、その過程でとれたタマネギも売りたいという。F₂やF₃世代でも、そのうち何割かに入っていないが、今後リストに入って、F₁のタネからとれたタマネギを売っちゃいかんといわれたのでは困る。育種専門のメーカーと違い、日々の生活がかかっている農家の場合は、作物を売りながらの品種開発になるからだ。

Q 家庭菜園なら
種苗法は関係ないんでしょ？

A 自給畑の自家増殖は原則自由。
ただし、収穫物の販売や、
増やした登録品種の種苗販売はダメ。

340ページの図のように、家庭菜園の場合は、すべての品目、すべての品種で自家増殖が許されている。これは非農家だけでなく、農家の自給畑も同じ扱いだ。

おいしい品種を見つけたら、自分で増やしてたらふく食べられる。それは、作物を育てる人々の特権である。

ただし、あくまで家庭菜園なので、とれた収穫物を販売するのはダメ（販売すると農家扱いとなる）。増やし

たタネや苗を販売するのもダメ。登録品種のタネや苗は、タダであげるのもダメだ。

**「増殖できない品種」を
わかりやすくしてほしい**

Q どれが登録品種かわからない。

A 確かにわかりにくい。
わからない品種は農水省に電話して聞こう。

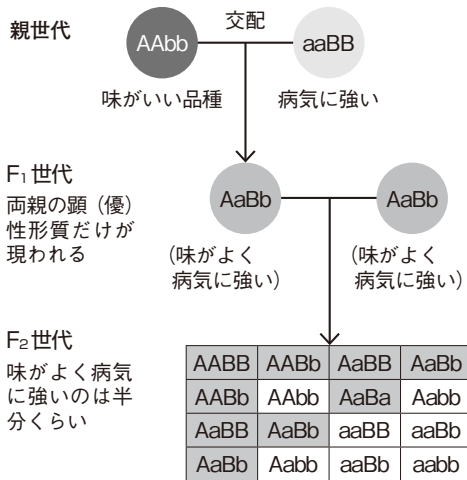
野菜でいえば、現在9000品種以上あるとされているが、そのうち登録されているのはわずか728品種しかない（17年3月時点）。つまりほとんどの品種は自家増殖できるわけだが、事前の確認は必要だ。

その確認方法に関する問い合わせも多かった。登録品種か否か、とてもわかりにくいからだ。なかには過去10年分のタネ袋をひっくり返してみたという人もいたが、「どこにも書いてない」ということが多いそうだ。

「PVPマーク」（左ページの図3）がついていれば登録品種（または登録出願中の品種）だが、現状、すべての登録品種に記載されているわけではない。

農水省のホームページにある「品種登録データ検索」

図2 F₁品種のしくみ



※持たせたい品種特性が2つだけの場合。
実際にはもっと多くの特性を持たせるため
親とまったく同じ個体は生まれな

で検索してみたという人もいたが、こちらも使い勝手がいいとはいえない。例えば「CFハウス桃太郎」は登録品種なのに、「出願品種の名称またはその読み」という検索欄にその名を打ち込んでも、なにも表示されない。じつはCFハウス桃太郎は流通名で、登録された品種名は「T T M 0 4 5」という。農水省の検索システムでは、その「品種名称」を知らなければ、検索できないのだ(タキイ種苗はカタログに登録品種名称を掲載している)。

図3 PVPマーク



PVPは植物品種保護の略で、登録品種(または登録出願中)を示す

「これじゃ、交通ルールが変わって禁止項目が増えました。禁止項目は自分で苦労して調べてください、つていつてるようなもんじゃない?」。そう憤る農家もいた。確かにこの点は、農水省と種苗業界に一刻も早く改善してもらいたい。種苗法の施行規則を変えるなら、自家増殖できない品目を増やす前に、タネ袋や苗にPVPの記載を義務付けるべきだったのかもしれない。
現状はしかたない。わからない品種については、ぜひ農水省の知的財産課に電話して聞いてほしい(TEL 03-6738-6169)。必ず調べて教えてくれるはずだ。

Q 「ブロッコリー変種」
「キャベツ亜種」ってなんのこと？

A ブロッコリー、キャベツのこと。
どうやら、表記の仕方を誤っているみたいだ。

339 ページの自家増殖禁止品目リストをもう一度見てほしい。これは種苗法の施行規則第16条に付随する「別表第3」から野菜品目だけを抜き出した一覧だ。

「オクラ種」や「キュウリ種」ならわかるが、「ブロッコリー変種」「メキャベツ変種」や「キャベツ亜種」とはいったいなんなのか。確かに気になる表現だ。ブロッコリーの変種、つまりカリフラワーやロマネスコみたいな野菜のことだろうか。

農水省の知的財産課に改めて確認してみたところ、これらはそれぞれ「ブロッコリー」「キャベツ」のことだと考えればいい、とのこと。なぜ「変種」なのかは、よくわからなかった。

やっぱり気になったので、アブラナ科植物に詳しい研究者、元京都府立大学の藤目幸擴先生にも聞いてみた。すると、「それは学名の記載に関する勘違いからくる誤りかもしれません。たんに、『ブロッコリー』と書けばいいはず。学名に合わせて表記するのであれば、『ブ

ッコリー（キャベツ類の変種）』とするべきでしょう」という。

ブロッコリーの学名は *Brassica oleracea L. convar. botrytis (L.) Alef. var. cymosa Duch.*、頭から *Brassica* はアブラナ科ブラシカ属、*B. oleracea L.* はオレラケア種と、ここまではつまりキャベツ類のこと。ブロッコリーは、その変種というわけだ。

とにかく、農家が混乱しないよう、和名表記はシンプルにわかりやすくしてほしいものだ。

禁止品目をも増やさないでほしい

Q 禁止品目に、
栄養繁殖しないニンジンや
ダイコンが加わったのはなぜ？

A 「メリクロン培養が実用化しそうだから」
なんだとか。しかし、
それは理由にならないはず。

農家が自家増殖できない品目ができたのは、種苗法が一部改定された1998年。そこで初めて、バラやアジサイなどの23品目に限っては、農家であっても自家増殖

できないことになった。品目数は2006年に82に増えたが、去年の改定まで、そのすべてが栄養繁殖（無性生殖）で増やせる植物だった。種子繁殖（有性生殖）性植物はすべて自家増殖が許されていたのだ。

ちなみに栄養繁殖とは、種子ではなく、イモや球根、枝や芽などによって個体を増やすこと。例えば種イモを切って増やすジャガイモや、枝を挿し木して増やす花木などが該当する。ニラの株分けや果樹の接ぎ木もそう。種子繁殖の場合は両親の遺伝子を半分ずつ受け継ぐのに対し、栄養繁殖の場合は親から「分身」するだけなので、基本的に遺伝子も親と同じ。その子供は、いわゆるクローンだ（まれに突然変異して枝変わりが生まれる）。これまで、自家増殖の禁止を栄養繁殖性植物に限定していたのは、親と同じものが、種子繁殖と比べて短期間に大量にできるから。例えば多くの花では、茎や葉をスパバ切って、ポンポン土に挿しておくだけでいい。そんなふう一気に大量にコピーされたのでは育成者がたまらないから、栄養繁殖できる品目だけは禁止しよう。そんな理由があったのだ。

それがなぜ、種子で増えるはずのニンジンやカブ、ダイコンまで禁止されてしまったのか。ニンジンやカブを挿し芽で増やす話など、聞いたことがない。

これも、農水省に聞いてみた。すると、「ニンジンもメリクロン増殖ができるみたいなんですよ」という答え。「メリクロン増殖」とは、生長点の組織を培養して増やす技術で、栄養繁殖の一種だ。例えばランなど、一般的な方法では増殖が難しい植物で、活用されている。

そんな技術がニンジンにも応用されようとしている、だからニンジンも栄養繁殖性植物の仲間入り、つまり自家増殖を禁止してもいい。農水省はそう考えたわけだ。禁止品目を選ぶ際の基準も、いつの間にか「栄養繁殖植物（種子繁殖と栄養繁殖の両方が行なわれている植物を含む）」に変わっていた。

しかし、メリクロン培養は「農家の自家増殖」としては、もともと認められていない。農水省のパンフレットにも「イチゴ等の種苗をメリクロン培養のように別の作業過程を経て増殖する場合」は、農家でも権利者の許諾が必要だから注意せよ、とご丁寧に書いてある。

イチゴは禁止品目に入っていないので、ランナー（枝）で栄養繁殖させるのはかまわない。しかし、メリクロンなど特殊な技術で増やすのは禁止。農家の自家増殖とは、あくまで自然なやり方に限るというわけだ。

ということ、ニンジンのメリクロン増殖も農家の自家増殖には当たらない。そんな技術が実用化されよう

が、禁止品目に入れる必要はないはずだ。農水省の説明する「理由」は、成り立たないといえる。

また、メリクロンなどの組織培養をもって「栄養繁殖できる」というのであれば、おそらく、すべての種子繁殖性植物が「種子繁殖と栄養繁殖の両方が行なわれている植物」となってしまはず。農水省は、これまでのルールを無理やり捻じ曲げてでも、農家の自家増殖を「原則禁止」にしたいんだろうか。



「農家の自家増殖、原則禁止」に異議あり！ どうすればいいの？



自家採種しよう。わき芽挿しで増やそう。そして、声を挙げよう。

2月号や4月号を読んで電話をくれた農家は、全員、「自家増殖、原則禁止」に反対だった。そして、誰もが、育成者の権利を侵害しようなんて考えていなかった。毎年発表される新品種はみんな楽しみにしているし、いい品種は、仲間に購入を勧めたりもする。種苗メーカーだって、農家に喜んでもらいたい、アツといわせたい、そんな思いで育種に取り組んできたはずだ。種苗協会の方々も、確かにそんな話をしてきた。農家と種苗メ

表2 今年追加される予定の品目

野菜	アサツキ、タイサイ、サイシン、セルリー、ユウガオ
草花	アニゴザントス、オシロイバナ、オダマキ、キンギョソウ、グロクシニア、スイセンネモフィラ、ハラン、ヒナギク、ルドベッキア等
観賞樹	アセビ、イボタノキ、ジンチヨウゲ、センダン、ソネリラ、ドリクニウム、マンサク、レンギョウ等
キノコ	エノキタケ、エリンギ、ナメコ、ヌメリシギタケ、ブナシメジ等

※農水省は毎年、禁止品目を増やしていく意向

ーカーとは、本来、そういう関係性なんじゃないだろうか。

種苗法もこれまでは、育成者の権利を守りつつ、一方で農家の権利を「育成者権の例外」としてきちんと認めてきた。禁止品目を最低限の栄養繁殖性植物に限定してきたのも、そうした両者への配慮がうかがえる。

しかし担当者が変わったのか、今回の改定は、育成者権者（種苗メーカー）への配慮がより強く感じられる。前述のニンジンやカブはいわずもがな、ナスやキュウリだって、果たして栄養繁殖性といえるだろうか。

トマトは確かにわき芽挿しで増やしやすいが、それで営利栽培している農家が、いったい何人いるのか。タネ

を買って育てて、わき芽からオマケをもらう。せいぜい、そんな程度じゃないだろうか。

「べつにそれくらい、黙ってやっててくれれば、目くじら立てたりしませんよ。」とある種苗関係者だって、そうこっそり打ち明けてくれた。

そして、今年追加される品目（右ページ下）もじつに不可解だ。タイサイとサイシンは山口県などがはなっこりを登録出願中だが、他は現在、登録品種が一つもない。これは「いずれ、誰かが登録したため」だそう
で、農水省は、いもしない育成者の権利まで守りたいわけだ。

では、「自家増殖、原則禁止」の動きに反対する農家は
どうしたらいいのか――。

農水省は「自家増殖の慣行がほとんどない植物」な

ど、「自家増殖を制限しても生産現場の混乱が限定的なもの」から、順次禁止リストに追加していくつもりだ。つまり、自家増殖が少ない品目から禁止するというわけだ。

となると、農家もつと自家採種するしかない。もつとわき芽挿しするしかないんじゃないだろうか。もちろん種苗法はきちんと守る。そのうえで、自家増殖は農家が自立するための技術であり、文化であるという声を、農水省に届けるべきなんじゃないだろうか。

編集部では、引き続きご意見を募集しています。

編

※種苗法と農家の自家増殖については、『現代農業』2月号、4月号の他、今号と同時発売の『季刊地域』33号もぜひご覧ください。